

堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用契約書

●●●●（以下「利用者」という。）と●●●●（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業のサービス（以下「入院時コミュニケーション支援」という。）を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が入院時において安心して医療を受けられるよう、事業者が利用者に対して必要な入院時コミュニケーション支援を適切に提供する事を定めます。

第2条（期間）

- 1 本契約の契約期間は、平成●●年●●月●●日から堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の支給決定期間満了日までとします。
- 2 契約満了の●●日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（サービス内容）

利用者が医療機関（精神科病院を除く。）に入院した場合において、事業者は、その指揮命令のもと、当該医療機関の許可を得て、普段ご利用のホームヘルパー又はガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として当該医療機関に派遣し、医療従事者との意思疎通の仲介を行います。

第4条（実費負担額）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に記載された実費負担額を事業者に支払います。堺市からの給付費は、事業者が代理して受領します。
- 2 前項の実費負担額は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月●●日までに支払います。

第5条（利用の中止、変更）

- 1 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日●●時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整を行います。

第6条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、入院時において安心して医療を受けられるよう、事業者が利用者に対して必要な入院時コミュニケーション支援を適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第7条（事業者の具体的義務）

- 1（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 2（守秘義務） 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 3（記録保存整備義務） 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週●曜日～●曜日●●時～●●時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第8条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第9条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第10条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の●●日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第11条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者又はサービス従事者が第7条1項又は2項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第12条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第4条に定めるサービス利用料金の支払い

が●●か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

三 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

第13条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第14条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 住所
事業者名
代表者氏名 印

利用者 住所
氏名 印